

2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

- 次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。
- 提出先、提出日、申告年分(00に「5」と書き、空白部分「確定」と書き)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
 - 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
 - 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。

また、上場株式等の配当等に係る配当所得について申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます(※)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(62ページ参照)。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑧欄に記載し、「申告書第一表」の②欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑳欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」の金額を転記することができます。

この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、⑰～⑲欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 F市△町9-8-7

現在住所 F市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

住所 E市〇町1-3-2

収入金額等

| | |
|--------------|-----------|
| 給与 | 9,065,400 |
| 公的年金等 | 7,115,400 |
| 雑収入 | 7,115,400 |
| 所得から差し引かれる金額 | 2,124,296 |

所得金額等

| | |
|-----------|---------|
| 課税される所得金額 | 000 |
| 源泉徴収税額 | 582,600 |
| 申告納税額 | 000 |

第三表⑫欄へ(39ページ)

第三表⑲欄へ(39ページ)

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払先 F市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

| | | | | |
|--------|------------|-----------|-----------|---------|
| 給与・賞与 | 9,065,400 | 7,115,400 | 2,124,296 | 582,600 |
| 源泉徴収税額 | 380,000 | | | |
| 合計 | 11,447,796 | 7,115,400 | 2,124,296 | 582,600 |

令和5年4月21日 N建設株式会社

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例2】の17ページ、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 F市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

| | | |
|----|-----------|---------|
| 給与 | 9,065,400 | 582,600 |
| 配当 | 40,000 | 6,126 |
| 合計 | 9,105,400 | 588,726 |

手取り金額とは異なりますので、ご注意ください。

第一表⑭欄へ(39ページ)

確定申告書を提出して上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合、次の書類の添付は原則として不要です(4を除き、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合には添付が必要となる場合があります)。

- 上場株式配当等の支払通知書
- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

| | |
|--------------|---------------|
| 第〇期 配当金明細書 | |
| ご所有株式 1,000株 | 1株当たり配当金 400円 |
| 配当金額 | 400,000円 |
| 所得税率 | 15.315% |
| 所得税額 | 61,260円 |
| 税引後配当金額 | 338,740円 |
| 住民税率 | 5% |
| 住民税額 | 20,000円 |

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。「源泉徴収税額」欄には、所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額を書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記載してください。

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記入の必要はありません。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例2】の18ページをご覧ください。また、「所得から差し引かれる金額」は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

事例5(記載例)

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文
この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和5年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑦欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑩欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦欄及び⑩欄は記入の必要はありません。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所: F市△町9-8-7
氏名: タカマツ サブロー 高松 三郎

特例適用条文: 措法 37 条の12の2

収入金額: 19000000
所得金額: 1400000

確定申告書付表(1面下部)

| 種目・所得の生ずる場所 | 利息等・配当等の収入金額(税込) | 配当所得に係る負債の利息 |
|-------------|------------------|--------------|
| Y証券大手支店 | 100,000 円 | |
| N建設株式会社 | 40,000 | |
| 合計 | 140,000 | |

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④) 140,000

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤) 79,000

本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑥) 0

《参考》 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)」をご覧ください。

6 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(36ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑲合計」欄に記載した金額(36ページ参照)を転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

| | | |
|--------------|---|---------|
| 総合課税の合計額 | ⑫ | 7115400 |
| 所得から差し引かれる金額 | ⑲ | 2124296 |
| 課税される所得金額 | ⑳ | 4991000 |
| ⑳ 対応分 | ㉑ | 000 |
| ㉒ 対応分 | ㉓ | 000 |
| ㉔ 対応分 | ㉕ | 000 |
| ㉖ 対応分 | ㉗ | 000 |
| ㉘ 対応分 | ㉙ | 000 |
| ㉚ 対応分 | ㉛ | 000 |
| ㉜ 対応分 | ㉝ | 000 |
| ㉞ 対応分 | ㉟ | 000 |
| ㊱ 対応分 | ㊲ | 000 |
| ㊳ 対応分 | ㊴ | 000 |
| ㊵ 対応分 | ㊶ | 000 |
| ㊷ 対応分 | ㊸ | 000 |
| ㊹ 対応分 | ㊺ | 000 |

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

| | | |
|-----------|---|--------|
| ⑦ 対応分 | ⑧ | 570700 |
| ⑨ 対応分 | ⑩ | 000 |
| ⑪ 対応分 | ⑫ | 000 |
| ⑬ 対応分 | ⑭ | 000 |
| ⑮ 対応分 | ⑯ | 000 |
| ⑰ 対応分 | ⑱ | 000 |
| ⑲から⑳までの合計 | ㉑ | 570700 |
| ㉒から㉓までの合計 | ㉔ | 79000 |

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額)を書きます。

確定申告書付表(2面下部)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧) 79,000

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A

として

Aの金額が黒字の場合
Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください(詳しくは【事例2】の20ページを参照してください)。

この事例の場合、⑫欄の金額(7,115,400円)から⑲欄の金額(2,124,296円)を差し引いた残りの金額(4,991,000円[1,000円未満切捨て])を⑦欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合
【事例3】の26ページを参照してください。

⑦欄及び⑧欄の金額がいずれも1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)、⑩欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄) 4,991,000円 × 0.2 - 427,500円 = 570,700円 (⑧欄に書きます。)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、【事例2】の21ページをご覧ください。また、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右上部)

| | | |
|-----------------|---|--------|
| 課税される所得金額 | ⑩ | 000 |
| 上の⑩又は第三表又は第三表の⑩ | ⑪ | 570700 |
| 配当控除 | ⑫ | 000 |
| 控除額 | ⑬ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ⑭ | 000 |
| 控除額 | ⑮ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ⑯ | 000 |
| 控除額 | ⑰ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ⑱ | 000 |
| 控除額 | ⑲ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉑ | 000 |
| 控除額 | ㉒ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉓ | 000 |
| 控除額 | ㉔ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉕ | 000 |
| 控除額 | ㉖ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉗ | 000 |
| 控除額 | ㉘ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉙ | 000 |
| 控除額 | ㉚ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉛ | 000 |
| 控除額 | ㉜ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉝ | 000 |
| 控除額 | ㉞ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㉟ | 000 |
| 控除額 | ㊱ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊲ | 000 |
| 控除額 | ㊳ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊴ | 000 |
| 控除額 | ㊵ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊶ | 000 |
| 控除額 | ㊷ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊸ | 000 |
| 控除額 | ㊹ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊺ | 000 |
| 控除額 | ㊻ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊼ | 000 |
| 控除額 | ㊽ | 000 |
| 控除後の所得金額 | ㊾ | 000 |
| 控除額 | ㊿ | 000 |

この事例では、特定口座開設前に受け取ったN建設の配当について源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,042円が還付されます。
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額(住民税)については57ページの「参考事項2」を参照してください。

添付書類
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。